脱施設化ガイドライン案への世界のコメント（2022年6月）　No.60

「精神病」者集団（Japan National Group of Mentally Disabled People）

緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン（案）に関する意見書

2022年7月4日

Ⅰ.

日本「精神病」者集団（JNGMDP）は、1974年に日本で設立された障害者団体で、精神障害者によって運営されている。

1980年代以降、国際的な人権擁護の観点から、日本の精神科医療や収容政策の問題点が数多く指摘されてきたが、根本的な解決には至っていない。長期収容された精神障害者の多くが施設で死亡している。精神科医療政策は、障害者権利条約とまったく相容れない。さらに、政策決定への障害者の参加は十分に推進されていない。まず、精神障害に基づく精神保健施設への非自発的入院は廃止すべきである。精神保健施設における非自発的入院は減少していない。新規入院の半数は非自発的入院である。非自発的入院に対する救済措置はほとんどない。患者が退院を申請できる制度はあるが、認められるのは1％未満である。

精神科施設における虐待は、「障害者虐待の防止、障害者の自立の支援等に関する法律」の通報義務の対象外である。精神科施設での平均在院日数は、精神障害者が地域で十分な支援サービスを受けられないため、長くなる傾向にある。

精神科病院における身体拘束に関する記憶すべき統計は、過去10年間で倍増している。日本は2014年に障害者権利条約を批准したが、条約の完全実施には程遠い。世界の精神科病床の約2割が日本にあると言われている。この深刻な問題の大きな原因のひとつは、医療経済の構造的な問題である。差別によって始まった収容政策が、医療関係者による慈善を装った事業によって長期化されている。私たちはこの状況を変えるために日々取り組んでいる。

このガイドラインが、この困難な状況に対する効果的な解決策となることを強く望む。以下、私たちの見解である。

高配を願う。

日本「精神病」者集団（JNGMDP）

jngmdp1974@gmail.com

https://jngmdp.net/

担当：山田雄平

緊急時を含む施設解除に関するガイドライン（案）に関する意見書

II.

我々は、締約国が施設収容を終了させる義務を負っていることに強く同意する。

追加提案：Ⅱ-6.d

COVID19は、日本の精神科病院で何度も大規模な集団感染を引き起こしている。施設収容政策により、多数の死者が出ている。実際、日本のNGOの中には、一般住民の2倍以上の感染率と死亡率を報告しているところもある。

脱施設化政策は、命を選別する結果となった。（訳注　脱施設化政策は施設収容政策の表記ミスと思われる）。緊急事態にこそ、脱施設化に取り組まなければならない。

10年ほど前、病院を取り壊し、精神科病院の敷地内にグループホームを設立する措置が検討された。これは日本で大きな議論を呼んだ。脱施設化の意味を確認するためには、施設の具体的な説明と、脱施設化しない施設の明示が非常に重要である。また、同様の事態を繰り返さないためにも、施設機能の転換は脱施設化とは言えないことを明記してほしい。

Ⅳ.

脱施設化プロセスの設計および実施と並行して、締約国は、以下を含む施設収容の根本的な原因に対処し、これを取り除くべきである。

追加提案：Ⅳ．

以下の項目を追加することを提案する。

病院・施設運営により膨らむ利益を優先する組織による活動

日本の精神科病院の約9割は民間病院である。政府の優遇政策の結果、多くの病院が全国に建設された。精神科病院は次第に大きな政治的力を持つようになった。「精神保健福祉に関する検討会」の最終会合では、民間の医療団体の代表が約1時間にわたって講演し、政府にこれまでの議論を無視するよう迫った。このような不公正なことは止めなければならない。障害者権利条約の締約国は、このような経済的理由などによる抵抗が脱施設化の大きな障壁になっていることを認識すべきである。

10-7

　この項目の内容を強く支持する。

　脱施設化を進めるためには、医療の強制は許されない。強制的な医療を受けながら地域で生活することは、脱施設化とはいえない。

12-6

　この項目の内容を強く支持する。

全国で行政計画の継続性を確保することは極めて重要である。地方行政と一体となって進める必要がある。医療、福祉、保健福祉など異なる分野の行政機関が脱施設に積極的に取り組める機能が必要である。

15-1

　この項目の内容を強く支持する。

　長期入院した障害者の中には、地域社会への復帰に強い戸惑いを示す人が一定数存在する。このような施設に長期入所し、地域生活への復帰に消極的な人々へのケアと支援は極めて重要である。地域社会への復帰を体験する機会を設けるなど、彼らの不安を具体的に解消する手厚い支援が必要である。その際、ピアサポートを含めた人的支援を重要なものと位置づけることが大切である。また、そうした支援の種類や方法を複数提供することも重要である。また、そのような実践や経験を共有する機会を国内外に設けることも重要である。

21

　　この項目の内容を強く支持する。

このような取り組みを監視する政府から独立した機関が必要である。

日本にはパリ原則に基づく政府から独立した人権監視機関がない。脱施設化の監視は不可欠である。脱施設化の政策立案には、このような監視機関が不可欠であることを明記することを強く要望する。

（翻訳：佐藤久夫、尾上裕亮）